

令和6年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年6月14日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	新しい学校づくり課長	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	山下英治

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

12番	井崎好信	13番	内野さよ子
-----	------	-----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第30号 専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）

日程第3 議案第31号 専決処分の承認について（白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第32号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第5 議案第33号 専決処分の承認について（令和5年度一般会計補正予算（第11号））

日程第6 議案第34号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第7 議案第35号 白石町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第8 議案第36号 令和6年度白石町一般会計補正予算（第1号）

日程第9 発議第1号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書

日程第10 常任委員会の閉会中における所管事務調査

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、内野さよ子議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第30号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第30号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第30号は承認されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第31号「専決処分の承認について（白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第31号「専決処分の承認について（白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第31号は承認されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第32号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第32号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第32号は承認されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第33号「専決処分の承認について（令和5年度一般会計補正予算（第11号））」について議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

補正予算書7ページ、特別交付税の件ですが、予算案3億5,000万円に対して決定額が5億2,259万7,000円ということで、これ、予算の決定の方法と今度増加した原因とか分かれば。特交は今までずっと減少してきたみたいに感じがしましたが、今回増えた理由が何か特別あるんですかね。分かれば。

○大串恭隆企画財政課長

特別交付税につきましては、地方の実情を踏まえた部分ということで交付をされておりまして、要望額につきましては、令和5年度の要望額6億1,856万5,000円で要望いたしております。配分方法についてはちょっと分かりかねるところでございまして、御存じのとおり、災害とかがあった場合には、当然その分についてはその災害のところの場所に優先的に特別交付税を出すと。最終的に精算をするということでございまして、12月に交付額を4,934万2,000円頂いておりまして、3月交付分と合わせて先ほど議員が申された数字になりまして、昨年よりも交付額といたしまして1,096万円が上回ったということで、例年3月で専決処分をさせていただいて、次の議会に報告ということでいたしております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第33号「専決処分の承認について（令和5年度一般会計補正予算（第11号））」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第33号は承認されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第34号「佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第34号「佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第35号「白石町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第35号「白石町過疎地域持続的発展計画の変更について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第36号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第1号）」について議題とします。

質疑に入ります。

質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示してください。

まず初めに、予算書の総括及び債務負担行為、歳入の関係で1ページから8ページまでについて質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

次に移ります。

歳出関係で9ページから19ページ最後まで、質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

お尋ねをいたします。

説明会の折に1回聞きましたけども、再度またお尋ねをしたいと思います。

予算説明資料の7ページ、8ページについてお尋ねをいたします。

まず、7ページですけども、住宅管理費の中に、今回は廿治住宅と馬洗住宅を1戸ずつ解体するというふうな予算が計上されております。

それで、白石町の令和6年3月の改定の白石町公共施設等総合管理計画を見てみますと、今後の対策のところを除却というふうなことで廿治住宅、馬洗住宅は除却、撤去後用途を廃止し除却予定というふうなことで明記をされております。それに基づいて多分予算計上して解体されると思いますけども、廿治住宅については、これ、今度新設の小学校ができます。その用地にほとんど隣接する形で廿治住宅が今建っております。それが除却になって更地になるというふうなことで、この予算が通れば、建設課の範疇から企画財政課の範疇に移るんじゃないかなと思う次第であります。

それで、除却後の今後の管理計画がございましたら、そこをお答え願いたいと思います。

また、8ページにおきましては、新設小学校施設整備費といたしまして345万1,000円が計上されております。その中でお聞きしたいのは、これは予定地に近接する農地を借地し、建設発生土の受入れを行うための経費というふうなことで上げられております。建設する小学校の予定地が分かっているんだったら、あえて何で近接する農地を借地をしてそこに残土置場を造らなならんかと、これは町民誰でもが思うと思います。学校は造る敷地ができて、何で隣に造成しようとしてまだなんかできるとじやなかろうかというふうな危惧もいたします。

それで、お尋ねしたいのは、何でそういうふうなことをせないかんか。その建設予定地の中で、圃場整備にかかったらん土地と圃場整備にかかった土地と多分2種類あると思います。圃場整備にかかったらんところやったらもってでもいいのではという考えもございます。

それで、お聞きしたいのは、借地料で45万1,000円が今回計上されておりますけども、期間、今年度は3月末やけんが何箇月でこの予算を計上するものなのか、また今後の借地期間は年間にしたらどれぐらいの借地料を払わんばいかんごっちゃですよ。それと、いつまでの、12年開校やき、12年まで使うわけじやなかと思いますので、今後の予定の金額とかその辺をお教え願いたいと思います。

以上です。

○大串恭隆企画財政課長

説明資料の7ページの資料の中に廿治住宅という項目がございまして、廿治住宅を今度解体いたしますとゼロになるということで、住宅がある間は行政財産ということになります。住宅がなくなった、行政の用途の廃止をした場合には、議員が申されるように企画財政課の範疇になるわけがございまして、議員が言われるように白石地域の新設小学校が近くなるんじゃないかと、そういった部分もあろうかと思っております。

公共施設の総合管理計画を4月の時点で、議員説明会の中で改定の説明をさせていただきました。白石町行財政改革推進本部の専門委員会としまして、公共施設マネジメント推進検討委員会というものがございまして、その中で第2条の第3号に公共施設の再編に伴う施設及び跡地の利活用に関する事項という項目がありまして、この部分については白石町の庁内で関係課が10課ございますが、その中で将来的な使用の目的について今後検討していくということになっておりまして、現時点で何をするか、どういうふうに使っているか、使う方向であるのかというのはまだ決まっておりません。

以上でございます。

○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、今回小学校を計画してる予定地に盛土材を借地して搬入しなかったのかというところからお答えをさせていただきたいと思えます。

今回整備をいたします小学校につきましては、大規模な開発、都市計画区域外でございまして、1ヘクタール以上の開発を行った場合には開発行為の申請を行うこととなっております。開発行為の申請を行う際には、最終的な計画図面、排水計画等々が出来上がった後申請ができるという状態になっておるところでございます。基本設計のほうには入っておりますけれども、まだ詳細な図面が出来上がっていないということから、ちょっとまだ開発行為の申請ができない状態でございますけれども、開発行為を行う予定地に事前に借地して盛土を行った場合は、開発行為の事前着工という形でみなされるということから許可ができないということで、県のほうに問い合わせたところ、回答がっております。というところから、一番近接地であります西側の農地のほうをお借りをしたいということで今回予算をお願いしてるところでございます。

今回の45万1,000円の借地につきましては、9月から3月分までの7箇月間、まだ稲作までは作っていただくというお話をしております。稲作の品種名については確実にまだお聞きをしておりますので、9月から3月までの7箇月間で45万1,000円の借地をとということで考えておるところでございます。あと、令和7年度には1年間の借地をとということで考えておりますが、7年度で77万2,800円、同じく令和8年度も同額の77万2,800円の借地をとということで考えております。

今後のスケジュールでございますが、現在、各種申請等を行いまして、開発行為の申請の準備を行っていくこととしております。用地の御相談ができるのが7年度いっぱいをめどにというふうに考えておりますが、そこら辺、明確なところがまだはっきり見えてないところもございまして、現在のところ、借地の予定といたしましては8年度いっぱいまでの期間をとということで考えておるところでございます。詳細な時期が分かれば、8年度中にも契約の期間の変更等は考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今説明を受けまして、大体その内容は分かりましたけども、やはり7ページ、8ページと重なっておりますけども、7ページの住宅管理費はやっぱり更地になって、ある程度入ってくる道、町道が狭いもので、大型重機等が入らんけんが、仮置場等にはしにくい面もあるかも分かんですけども、何らかの形で、せつかく町有地の財産ですので、金は出さずによかけん、出さんほうやっぱり財政的にも潤うというか、財政的負担が少なかけん、そこら辺をよく考えていただいて、そういうふうな方向づけでもよかですけども、ある程度大まかな大きい道路はその借地に、その農地の借地のどこへ預けないかんごっちゃ分かんですけど、もう速やかに片づけられるもん片づけていただいて、近くに町有地財産地の広か土地の、更地になると結構広かですもんね。今1軒しか建つとらんと私も見てます。あの辺ばええとこ使うていただいて、出さじよか金額、金銭的には出さじ、財政の負担がないように助言いたしまして、質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

おはようございます。

先ほどの吉岡議員との関連になりますけれども、事業内容説明資料の8ページですか、小学校の施設整備費ですね。ここで盛土材を確保するためということで施工されるわけですけども、ここの残土搬入に関しての管理規約みたいなものは何かこう、例えば学校に隣接するところでもございますので、各建設現場からおのおのが持ち込むというような形を多分取られると思いますけれども、そういったところのルールだとか搬入の時間とか、残土置場というふうなことに長期的になるものですから、その管理、またその管理に対しての管理費がどのような形で見積もられているのか、そういったところをまず教えていただきたいと思います。

○永石 敏新しい学校づくり課長

今回盛土材を置く場所として借地をする箇所につきましては、議員おっしゃいますように中学校と非常に近い場所となっております。先ほど申されたように、おのおの施工業者の方が現地のほうに工事の進捗状況に合わせて持ってこられるかと思っております。先ほど申しましたように中学に非常に近いというところから、登校並びに下校の時間等は工事車両の通行は遠慮していただくような形での取決め等をさせていただければというふうに考えてるところでございます。あと、ある程度泥が入ったときに、その場所についても草等の除草に対しての管理を今後も行っていく必要があると思いますが、それについても随時、適宜、こちらのほうで管理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

管理のやり方は分かりました。とにかく運搬のルール、安全対策をよろしく願いいたします。

もう一つが、造成の量が膨大になりますので、早くから要は盛土材を確保していくという目的だろうというふうに思いますけれども、今の現状ではどのぐらいの建設工事が発注できて、どのぐらいの残土が見込まれるのかというのは多分恐らくまだ分からないというふうに思いますけれども、もし確保ができなかった場合、そういった場合は購入土というふうな形になるわけなんですかね。それとも、町内でなくても別工事でためてあった残土を持ってくる場合は、運搬費等を予算つけて確保していくというような考え方なのか、そのあたりのところ。決定してないので数量が分からないので何とも言い難いところではあると思いますけれども、そうなった場合のことを教えてください。

○永石 敏新しい学校づくり課長

今回の新しい白石地域の新設小学校につきましては、大きな土量が必要になってこようかと思っております。先ほど申しましたように、借地をただけでその泥で十分に賄えるのかというと、到底賄えるような土量ではございません。その分については、今、町以外、県の工事だとか、よその、例えば国の工事だとか、そういうところから発生土が出てくる情報等をつかみながら、搬入時期等が合うところで受入れを行っていきたいというふうに考えてるところでございます。今後、県等々に協議を持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

関連です。説明資料の8ページですね。

まず、工事請負費、表土剥ぎ及び土木シートの敷設で2億4,700万円、300万円の増額で2億4,700万円ですか。表土剥ぎとシートの敷設で2億円かかる。そこら辺で説明があったと思うんですが、購入土を丸々するよりも2億4,000万円かけて仮置きしたほうがという話だと思うんですけど、どれぐらいの差があったんですか、まず。購入するのと残土の仮置きをして施工するのと。

○永石 敏新しい学校づくり課長

今回、新設小学校の仮置きをさせていただくための工事費として300万円お願いをしているところです。その前の2億4,400万円を現計予算額ということでお示しをさせていただいておりますが、こちらのほうにつきましては、有明小学校の改修に係る費用の予算が2億4,400万円という形になっております。今回の新設小学校の借地に係る工事費については、表土剥ぎと土木シートの分で300万円の補正額という形をお願いいたします。節が同じ小学校費ということになっております。

○溝上良夫議員

私はこの説明資料を単純に見て考えたわけですね。表土剥ぎと土木シートで2億

4,700万円、内容説明はこれしか書いてないわけですね。こういう資料でまずいいものかどうか。それと、戻りますけども、これでどれぐらいの量が確保できるのか、そこら辺の計算。単純に面積は半分ですかね、仮置き土。1メートル盛ったとして計算できるわけですね。それで、仮置場がどれだけの高さになるものか、2メートルになるのか3メートルになるのか。そこら辺の計算はされたんですかね。

○永石 敏新しい学校づくり課長

今回借地をお願いしたいところの面積につきましては、約4,600平方メートル、4,600平米ございます。そのうちで表土を剥いで一時仮置きする分等を考えますと、約4,000平米程度が仮置きができるようなスペースになろうかなというふうに考えております。仮置きをする盛土の高さにつきましては、周辺等の影響を考え1メートル程度ということで考えておりまして、1メートル程度盛った場合につきましては、約4,000立方メートルの、4,000立米の泥のほうで確保できるのかなというふうに計算をいたしております。

4,000立方メートルの泥を新しく買った場合につきましては、大体新規土が4,200円程度、1立米かかります。それでいきますと1,680万円ぐらいの、購入土だけでいけば、費用がかかるものと思っております。

あと、再利用で行った場合につきましては、今予定してる8年度いっぱいまでお借りした場合、それと工事費をした場合につきましては、880万円程度の費用がかかるのかなというふうに考えてるところです。ですので、差額といきますと約700万円程度の差額が出るものというふうに考えておるところです。

以上です。（「700万円の差額って何なん」と呼ぶ者あり）

新規土で購入した泥が1,680万円程度で、仮置きをさせていただいた借地代とそれに係る工事費が約900万円程度かかりますので、その差が700万円程度になろうかと思っております。（「説明資料のこういう書き方ということを説明してよ」と呼ぶ者あり）

○百武和義副町長

溝上議員のほうからこの予算内容説明書の表現の仕方がちょっと分かりにくいといった御指摘でございます。

今回のこの資料につきましては、現計予算額のところに当初予算で上げた工事費、工事請負費の全体額を表すということで今までやっておりましたことから、同じような表現で記載をさせていただいております。さっき言われたように、本当に分かりにくいかというふうに思いますので、その辺、表現の仕方をもう少し工夫をしたいと思っております。

○溝上良夫議員

吉岡議員のまた関連です。

吉岡議員の質問で、購入した土地に盛土ができないと、工事がまだ決まってないからということですね。それであれば、もっと早く、今からすぐでも申請をして早めに

工事の着工の許可をもらえば仮置きできるわけでしょ。大体盛土は、盛土して1年間とか2年間落ち着かせたほうがいいというふうに聞いたところもあります。そういう面で、もっと早く土地の購入を決定して着工の方法が取れなかったのかどうか、今から取れるものなのかどうか。

○永石 敏新しい学校づくり課長

先ほど吉岡議員さんのほうにも御説明をさせていただきましたが、今回、開発行為の申請の手続が必要だということでお話をさせていただきました。

この開発行為の申請の中には、調整池というか、まとまった雨が降ったときに一時雨水を貯留するような施設等も必要となってまいります。この部分につきましては、基本設計、実施設計が済まないとまだ申請のほうには至らないというところで、まだ今、基本計画の段階でございます。今後、基本設計、実施設計というふうに進んでまいりますので、設計が終わり次第、速やかに申請のほうは行っていきたいというふうに思っております。

以上です。（「それ間に合わんのかな」と呼ぶ者あり）

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○吉岡英允議員

多分もう一回残つとると思いますので、お尋ねをいたします。

工事請負費でまたお尋ねしますけども、表土剥ぎ、土木シート敷設工事で今回300万円というので上げられております。今、ちょっと考えよったんですけど、表土ば剥がじも、結局、学校ば造るところに表土いっぱいあるんですよ。何町歩てあります。剥がんほうが大体地盤が強かとですよ。そのまま土木シートは敷設をして表土は剥がんで、結局、多分、下がるけんが、コルゲートも最後はして返さんばですもんね。盤を崩すよりも崩さんほうが土地は強かとですよ。結局、足場板、ベニヤでも敷けばどがん軟らかとこでも入れるんです。町で買うとやけん、どがん使うてもよかですよ。そやけん剥がんで土木シートば敷設をしてしたほうがいいんじゃないかなと思う次第でありますけども、いかがですか。

○永石 敏新しい学校づくり課長

ありがとうございます。

先ほどいただいた件につきましては検討させていただきたいと思います。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

先ほどの吉岡議員と溝上議員の関連ですけど、さっき説明の中で有明小学校のほう

が入っておりますということで言われました。そういった場合、やっぱり新設小学校と言ったら誰でも今度の白石地域の小学校だけを思うんですよね。だから、金額も間違われたと思う。そこら辺の説明はもう少し書き方を変えるか、ただこの事業の効果のそこには3つの地域の小学校と書いてあるけんが、これ福富小学校が入ってきた場合には、新設じゃないからここには入らんですよね。下のほうの効果には3つの地域の小学校を再編することと書いてあるのに、何かちょっとそこら辺が見て分かりにくいと思います。だからこういうふうな質問が出てきますので、ここはもう少し新設小学校は新設小学校で結構ですので、有明小学校はもう決まり、白石地域の小学校も名前はもう決まったのかな、まだ決まっとらんかな。そこをひっくるめてしまうけんがこういう形になってしまうけんが、そこはぴしゃっと分けて説明書を欲しいと思います。

それが1件と、もう一件です。

説明資料の6ページ、予防接種事業費の帯状疱疹の予防接種のことでいろいろと説明を受けましたが、この広報、要するにお知らせ、皆さんの答弁の中で必ずホームページとかなんとかということが出ますけど、ホームページなんて私も議会で何か使うときぐらいしか見ません。なかなか見る機会がありませんので、何か50歳以上の方々にいいお知らせの仕方があるか質問します。

○永石 敏新しい学校づくり課長

すみません。新設小学校設備費のところの説明の書き方については、今後、各小学校ごとに分かりやすいような形で表現をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

この説明資料につきましては、補正予算の内容が分かるように、当初予算も含めてですけど、こういう説明資料をつけさせていただいております。6月補正につきましては5月9日に財政課の査定をしておりますして、我々がこの表現でいいというようなことを認めておりますので、今後、もう少し中身を精査させていただきまして、議員の皆様に分かりにくいということでもありますので、文言の問題とか、あるいは表現の問題、項目の問題等も総合的に含めて、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○木須英喜保健福祉課長

私のほうからは、帯状疱疹ワクチンの接種助成について広報活動ということで御質問を受けました。

今現在、広報紙、それから議員言われましたホームページ、あとケーブルテレビ、あとそれからチラシの全戸配布を今のところ計画をいたしております。

今後実施するに当たりまして、町内各医療機関の意思の確認等いろいろございますので、その接種体制が整い次第、9月から実施を予定しておりますので、8月には町民の皆様にお知らせができればというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

今、課長の答弁にもありましたけれども、質問は補正予算書の12ページで、今の質問、説明をしていただきました带状疱疹のことでお尋ねをします。

この带状疱疹の説明の中には、50歳以上で町内の実施医療機関というふうには書いてはあるんですけども、これから検討もされることもあるかと思いますが、例えばかかりつけ医とか何かそういうようなことも関連してくるのかなと思っています。この健康被害とか内容で、何かいろんなワクチンを接種すると熱が出たりとか体調を崩したりすることもあるので、かかりつけ医とか考えると町外もいいのではないかなというのをちょっと思ったところでした。

その点について1つと、それから接種時期については、今9月ということをおっしゃいました。全戸配布ということをおっしゃいましたので、その点はいいんですけども、この説明書きの中に事前申請を行い、带状疱疹の予診票を受け取りというふうには書いてあります。これまでの予防接種等に関しましては、これが重く重要性があるのかも分かりませんし、金額も高いので、その点があるのかも分かりません。事前申請ということをお考えますと、これ300万円ですので、2回接種する、1人1万円とするとしますと、最低300人ぐらいを想定してやるのかなと思っています。そうすると、事前申請となりますと、役場に1回出向いて、そして役場の職員さんも大変ですし、来る方もこれ50歳以上ですから70代、80代ということもある可能性があります。そうすると今までこれまで予防接種をするというのは、自分のかかりつけ医のところに行って問診票あるいは予診票とここに書いてありますからそういうようなことをしましてそれだけでよかったんですが、ひと手間ここでかかるし、職員の手間もかかる、本人の手間もかかりますので、その事前申請というところについて、もう少しこう何かどうなのかなということをおもいました。

それで、先日、県内で4市ということをおっしゃいましたので、4市町の中の唐津市を見てみました。そうしましたら、唐津市は直接予約をして接種を受けてくださいというふうには書いてありましたので、ここが白石町は入念にされるということもあるのでそれはそれでいいんですけども、その辺のところをお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

同じくワクチン接種に関する質問でございます。

事業内容説明書のほうにも記載をしておりますが、助成の方法としまして確認です。まず、接種費用助成の事前申請を保健福祉課のほうに行ってください、予診票を受け取り、これから策定いたします町内の実施医療機関のほうで受診、接種する形となります。接種者の方は接種費用から5,000円を差し引いた金額をこちらの医療機関に支払いまして、町はその後、接種された医療機関に対して1人当たり5,000円の助成額を委託料としてお支払いをいたします。このため、町と実施医療機関との間で委託契約を締結する必要があります。今議会において予算可決後に町内の医療機関のほうに事業実施、参加していただくその意向の確認、それから実施体制ができているの

かどうか等を調査のほうを行っていきたいというふうに考えております。

かかりつけ等もあるので町外でもという話ではございましたが、現在のところ町外の医療機関での接種の助成、それから町外医療機関との委託契約は考えておりません。まず、この制度でスタートさせていただきまして、接種希望者がどのくらいいるのか、その把握と来年度予算への影響等もありますので、そういったところを確認をしたいというふうに考えております。

それから、事前審査の件でございますが、事前審査ということは書類の非常に難しい審査を思い浮かべられるかと思いますが、内容につきましては、過去に接種したことがあるのかなのか、その確認。それから、生ワクチンと不活化ワクチンがどういうふうに違うのか、事業内容説明のほうにあります。副反応とか受けられない方もいろいろケース・バイ・ケースでいらっしゃいます。そういったところの相談等受付をいたしまして、その内容で、よくワクチン接種のときに問診票を書いていただきますが、そういったチェックリストといいますか、そういった事前審査ということで我々していきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

それで、事前審査はとても必要なことだと思います。これには本人さんにその後の熱が出たり、先ほど言いましたから、そういう問診も兼ねてというそういうことがあるかも分からないということを本人さんに理解をしていただくとか、そういうようなこともとても大切なことだと思っています。

しかし、これまでの状況とそう変わらないとしたら、そこをわざわざ今回で役場に一度出向いてその問診票的なものを書くということ自体がそうなのかなという。それはもうこれから病院のほう、医院のほうに相談をされるわけですから、その辺のところも。今までも問診票というのは書いていたんですね。インフルエンザとか、あるいは肺炎球菌のときも、そういうようなこともかなり10項目ぐらいあって書いていましたから、それで医者さんのほうが、役場ですればなおさら二重のような感じにもならないのかなと。ある程度医者さんのほうでも聞かれると思うんですね。その辺のところはちょっとこう、本人さんが役場に出向くという、わざわざそこを必要があるのかなと思って今回質問をしています。

でも、よその市ですてなくてもいいようなことならば、その辺はどうなのかなということとはちょっと思います。今後また医院とのいろいろされると思いますが、役場はこれから先の、どのくらいの方が受けられるのか、どのくらいの方がどうなのかという、その辺の把握の仕方を役場できちっとされるということについては私はとてもいいことだと思うので、それがベストであれば、来年からどうなるのか分かりませんが、一応分かりました。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑。

○前田弘次郎議員

内野さんのとこですけど、役場で接種費用助成の事前申請を行いということであり
ますけど、これは期間は、申請をもらって帰ってからいつまで、何箇月までに打たん
ばいかんとか、そういう決まりはあるんですかね。要するに、ちょっと忘れとって、
申請はしたばってんずっと持とったと言うとって何箇月後ぐらいに病院に行くとい
うことでも、そこら辺の期間はありますか。

○木須英喜保健福祉課長

今、期間については想定をしております。ただ、受診票を発行したということ
であれば、後もって町内医療機関からこの方は受診されておられませんよと、委託費とし
て5,000円をまた払わなければいけないので、その確認はある程度の期間がたって
から確認はつくと思いますので、そういった方にはどうなさいましたかということで、
追跡調査ではないですけども、後もって確認をさせていただきたいというふうに思
います。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第36号「令和6年度白石町一般会計補正予算(第1号)」について採
決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、発議第1号「政治への信頼を取り戻すことを求める意見書」を議題とし
ます。

事務局に意見書案を朗読させます。

○中原賢一議会事務局長

政治への信頼を取り戻すことを求める意見書。

政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていなか
ったことや、議員側にキックバックし、議員側も収支報告書に記載していないことが
判明した。そのため、政治資金規正法違反として立件された事案やいわゆる裏金疑惑
が指摘されている事案が連日報道され、国民の間に政治に対する不信感が広がって

る。政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保することにより、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。しかしながら、この法の趣旨から逸脱した政治資金の取扱いが指摘され、政治の在り方さえも問われている今回の事態は、地方議会としても看過できず、誠に遺憾と言わざるを得ない。

については、今国会において政治資金規正法の改正が議論されているところであるが、改正法の実効性を早急に確保することと、裏金問題の再発防止及び政治に対する国民の理解と信頼回復に向け真摯に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日。白石町議会。

衆議院議長額賀福志郎様、参議院議長尾辻秀久様、内閣総理大臣岸田文雄様、総務大臣松本剛明様、法務大臣小泉龍司様。

○片渕栄二郎議長

提出者の趣旨説明を求めます。

○吉岡英允議員

提案理由を申し上げます。

政治資金規正法の改正が議論されているところであるが、改正法の実効性を早急に確保することと、裏金問題の再発防止及び政治に対する国民の理解と信頼回復に向け真摯に取り組むよう強く求める必要があります。

よって、会議規則第13条第2項の規定により意見書（案）を提出いたします。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

発議第1号は、全議員による提出であり、内容等も判明していますので、質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略することに決定しました。

これより発議第1号「政治への信頼を取り戻すことを求める意見書」を採決します。お諮りします。

発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付しているとおり、各常任委員長から閉

会中の継続調査について申出があります。本件について3常任委員会を代表して総務常任委員長から報告を願います。

○溝上良夫総務常任委員長

議会閉会中の所管事務調査としまして、総務、文教厚生、産業建設常任委員会は野菜残渣処理施設の調査を実施したく申出をいたします。

具体的には、株式会社クリーン発酵九州の荒尾工場に出向き、事業計画等環境への影響など、担当者から現地で聞き取りをしながら調査を実施するものであります。本町に九州で2つ目の工場建設を予定をされていることから、議会においても十分に理解し、町民に納得していただけるよう努めていく必要があると考えております。

なお、企業誘致、生活環境への影響、野菜残渣の適正処理と有機肥料生産などの面から、3常任委員会の合同での調査をする必要があると判断をいたしました。今回の調査において対策を求める点があった場合においては執行部へ速やかに伝達し、その対策を求めることといたします。

以上のとおり、閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、3常任委員会を代表して会議規則第72条の規定により申出をいたします。

以上です。

○片渕栄二郎議長

お諮りします。

常任委員長からの申出を閉会中における所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出を閉会中における所管事務調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付された案件は全て終了しました。

会議を閉じます前に、町長より挨拶があります。

○田島健一町長

御苦労さまでございました。

令和6年第3回白石町議会6月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、去る6月7日から本日14日までの8日間の日程で開会されたところでございます。今議会において多くの議員による一般質問をはじめ、専決処分案件、規約変更案件、計画変更案件、予算案件、合計7件の議案審査を行っていただき、令和6年度の町政運営費等をただされたところでございます。

そして、提案いたしました7件の全議案につきまして、十分な御審議をいただき、全て原案どおり可決、承認いただきました。まずもってありがたく、厚くお礼を申し上げます。

今回の一般質問におきましても、あらゆる分野における町政課題の対応について、

町政運営に当たっての御質問をいただいたところでございます。

しかしながら、前回の3月定例議会以降、本町にとって大きな問題となる案件がございました。それに関連する質問が複数の議員様からございましたので、今議会はこれまでとは幾分違っていたなと思ったところでございます。

その案件でございますが、1つは、4月24日に人口戦略会議が公表されました消滅可能性都市であります。これに本町が県内で3番目に厳しい数値でランクされました。

2つ目は、5月29日に成立いたしました食料・農業・農村基本法の改正であります。本町の基幹産業は農業であることから、平成11年に制定されていた本法を遵守しながらしっかりと取り組んでまいっておりました。しかしながら、国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、平時から全ての国民の食料安全保障を確保するため等から、今回25年ぶりに基本法が改正されたところでございます。

そこで、この2案件に関連する質問が目立ったように感じたところでございます。御答弁で申し上げましたように、人口問題、人口対策、農業対策には今まで以上にしっかりと取り組んでまいります。

さらに、本町の基本理念であります「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」に向かい、議員の皆様、町民の皆様のさらなる御理解、御協力をいただきながら、職員も含め白石町一体となって取り組む所存であります。

九州北部地方の梅雨入りは平年ですと6月4日と言われておりますが、今年はまだであります。降雨はなくても町内の圃場においては水張りができ、代かきも進み、田植目前であります。嘉瀬川ダムのおかげであります。本日のダム貯水率は92%となっており、今年のかんがい期における水不足は発生しないのではないかと思います。

しかし、今夏は例年以上の暑さになるとの予報が発表されております。稲作への弊害が予想される場所もありますが、我々人間社会のみならず、あらゆる場所で弊害、被害が発生するのではないのでしょうか。心配ではございます。

結びになりますが、議員の皆さん方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、令和6年6月定例会閉会に際しましてのお礼の挨拶といたします。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

これもちまして令和6年第3回白石町議会6月定例会を閉会します。

10時31分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月14日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 中 原 賢 一